

岐阜工業高等専門学校試験、成績評価、進級及び卒業に関する内規

制定 平成6年2月24日

第1章 試験

(試験の種類)

第1条 試験は、平常試験、中間試験、期末試験、追試験及び追加認定試験とする。

(平常試験)

第2条 平常試験は、各授業科目担当教員がその授業時間に随時実施する。

(中間試験)

第3条 中間試験は、6月及び12月に一定期間を定め、授業科目担当教員が必要と認めた当該授業科目について、授業の一環として行う。

(期末試験)

第4条 期末試験は、各学期末に一定期間を定め、授業科目担当教員が必要と認めた当該授業科目について行う。

(追試験)

第5条 追試験は、病気その他やむを得ない事由によって試験を受けなかった者に対して当該授業科目担当教員が必要と認めたときに行う。

2 追試験を受けようとする者は、所定の追試験受験願を学級担任を経て、当該授業科目担当教員に提出するものとする。

(追加認定試験)

第6条 追加認定試験は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 第17条第2項にかかわる仮進級者の成績向上を確認し、単位修得を認定するため、原則として当該授業科目履修の翌年度に実施する試験
- 二 卒業認定に係る成績報告締切以後において、未修得授業科目の成績向上を確認し、単位修得を認定するために実施する試験

(試験の実施)

第7条 試験の実施については、別に定める。

(不正行為)

第8条 試験に関し、不正行為をした者に対しては、その試験の成績点を0点とする。

第2章 成績評価

(成績評価)

第9条 成績評価は、学期評価と学年評価とに区分する。

2 各授業科目についての成績評価方法及び成績評価基準は、シラバスに記載しなければならない。

(成績評価の表示)

第10条 成績評価の表示は、10から2までの整数で表示し、6以上を合格とし、5から2までを不合格とする。

2 特別活動及び卒業研究についての成績評価は、合格又は不合格とする。

3 成績評価の表示は、前2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、優、良、可及び不可その他の表示をすることができる。

(学期評価)

第11条 学期評価は、シラバスに記載された成績評価方法及び成績評価基準に基づき、各授業科目担当教員が決定する。

(学年評価)

第12条 学年評価は、シラバスに記載された成績評価方法及び成績評価基準に基づき、各授業科目担当教員が決定する。ただし、評価は前期と後期の評価の範囲内の整数で評価す

る。なお、1 年未満で履修を完了する授業科目については、その期間の成績をもって決定する。

- 2 身体に障がいの有する者で、シラバスに記載された「成績評価の基準」に基づく評価項目を実施できない場合には、授業担当教員の裁量により別途、定められた成績評価基準等を採用することができる。なお、「身体に障がい有する者」とは「身体障害者手帳」の交付を受け所持している者、又は本校の学校医がこれに相当すると認める者をいう。

（成績評価の掲示）

第 13 条 成績評価は、授業科目担当教員及び学級担任が、校内に掲示することがある。

（成績評価の通知）

第 14 条 学期評価及び学年評価は、その都度所定の通知票に記入して、保護者に通知する。

- 2 各学生の成績順位は、学級ごとに学期評価及び学年評価の総合成績に基づき決定し、通知票等に記入する。なお、成績順位の取扱いは、別に定める。

第 3 章 進級、原級留置及び卒業

（単位計算の定義）

第 14 条の 2 履修単位とは、岐阜工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 13 条第 2 項に規定する 1 単位の授業科目を 30 単位時間（1 単位時間は、標準 50 分とする。）の履修とする単位をいう。

- 2 学修単位とは、学則第 13 条第 3 項に規定する 1 単位の授業科目を 45 時間の学修とする単位をいう。

（学修単位の計算）

第 14 条の 3 学則第 13 条第 3 項の規定により、学修単位とする授業科目及び単位計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 学修単位とする授業科目は、学則別表第 1 及び同第 2 に定めるものとする。
- 二 講義については、15 時間の講義のほか、教室内における 7.5 時間の課題学修及び教室外における 22.5 時間の学修をもって 1 単位とする。
- 三 演習については、22.5 時間の演習のほか、教室外における 22.5 時間の学修をもって 1 単位とする。

四 実験・実習及び実技については、30 時間の実験・実習又は実技のほか、教室外における 15 時間の学修をもって 1 単位とする。

（履修等）

第 15 条 各授業科目について、出席時数がその授業科目の年間実施授業時数の 4 分の 3 を超えた場合、その授業科目を履修したものと認定する。

- 2 欠課時数が年間授業時数の 4 分の 1 以上の場合は、当該授業科目を未履修とし、学年評価を 1 とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のすべてを満たし、提出書類を審査の上、校長が認めた場合には履修したものと認定する。
 - 一 成績評価が 6 以上の見込みであることを当該授業担当教員が証明できること。
 - 二 出席時数が 3 分の 2 を超えること。
 - 三 長期欠課が、病気又は怪我等による入院等その他やむを得ない理由によるものであること。
- 4 前項に該当する学生がある場合、学級担任は、次の各号に掲げる証明書等を取り纏めのうえ、学期末の当該授業科目の成績報告締切日以前に校長に提出しなければならない。
 - 一 成績評価及び出席時数証明書（別紙様式 1）
 - 二 病気又は怪我等を証明する公的書類
 - 三 理由書（その他やむを得ない理由の場合）
- 5 遅刻及び早退については、3 回をもって 1 単位時間の欠課時数に換算する。

(単位の修得等)

第16条 履修した授業科目等の単位修得は、次の各号に定めるところにより認定する。

- 一 授業科目 成績評価6以上の場合
- 二 卒業研究 成績評価合格の場合

2 特別活動は、出席時数が年間授業時数の4分の3を超え、成果が認められた場合に合格とし、単位を認定する。

(進級の認定)

第17条 第1学年から第4学年までにおいて、履修すべき全授業科目について、学年評価が6以上及び特別活動(第4学年を除く。)が合格である者は、次学年への進級を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、第1学年から第4学年までにおいて、修得すべき授業科目の単位数のうち、6から未修得授業科目に係る評価数を減じ、その数に同授業科目の単位数を乗じた数の合計が12以下の者(第19条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当する者を除く。)は、次学年への進級(以下「仮進級」という。)を認定する。

(単位修得の追加認定等)

第18条 前条第2項に基づき仮進級した者の下位の学年の未修得授業科目の単位修得については、次の各号に掲げる成績向上に関する措置をとらなければならない。ただし、当該未修得授業科目を再度履修することを要しない。

- 一 シラバスの成績評価基準等により参照される能力項目について、課題指導等による所要水準への向上
- 二 追加認定試験等による成績向上の証明

2 当該授業科目担当教員は、前項第2号に係る成績書類を校長に提出しなければならない。

3 仮進級により進級した第2学年から第4学年までの者は、下位の学年の未修得単位のすべてを修得しない場合には次学年への進級は認定できない。

4 仮進級者の下位の学年の未修得単位の修得に際しては、シラバス等に記載された当該授業科目の成績評価基準にかかわらず、成績評価は6を上限とする。

(原級留置)

第19条 学則第14条に基づく各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、次の各号の一に該当する場合には、原学年にとどめる(以下「原級留置」という。)ものとする。

- 一 各学年の修得すべき授業科目中に未履修授業科目がある者
- 二 第1学年から第3学年までにおいて特別活動を修得していない者
- 三 第1学年から第4学年までにおいて修得すべき授業科目の単位数のうち、6から未修得授業科目に係る評価数を減じ、その数に同授業科目の単位数を乗じた数の合計が12を超える者
- 四 第1学年から第4学年までにおいて修得すべき授業科目の単位数のうち、6から未修得授業科目に係る評価数を減じ、その数に同授業科目の単位数を乗じた数の合計が12以下であっても、別表1に定める授業科目の単位を修得していない者
- 五 第2学年から第4学年までにおいて、前条第3項により進級を認定されなかった者
- 六 第5学年において修得すべき単位(第17条第2項に基づく未修得単位を含む。)を修得していない者

(原級留置者の次年度における履修)

第20条 原級留置者は、次年度において、次の各号に掲げる者に応じて定める授業科目等について、再履修しなければならない。

- 一 第1学年から第3学年までにおいて原級留置となった者 修得、未修得の別にかかわらず原学年の全授業科目及び特別活動(ただし、原学年において下位の学年の未修得授業科目は再履修を要しない。)
- 二 第4学年及び第5学年において原級留置となった者 原学年の未修得の授業科目(ただし、原学年において下位の学年の未修得授業科目は再履修を要しない。)

(上位学年の授業科目の単位修得)

第21条 第4学年の原級留置者は、教育上支障のない場合に限り、第5学年の授業科目を履修し単位を修得することができる。ただし、別表2に定める授業科目を履修し単位を修得することはできない。

2 第4学年の原級留置者が、第5学年の授業科目を履修し単位を修得できない場合は、未修得授業科目を再度履修し単位を修得しなければならない。

(卒業研究の再履修)

第22条 第5学年において未修得単位がある場合は、卒業研究の単位は認定しないものとし、次年度に卒業研究を再履修の上、修得しなければならない。

(単位修得申請書の提出)

第23条 第4学年及び第5学年の原級留置者の単位修得については、単位修得申請書(別紙様式2)を学級担任を経て校長に提出し、許可を得なければならない。

2 第2学年から第5学年までへ仮進級した者が、下位の学年の未修得単位を修得する場合には、単位修得申請書(別紙様式2)を学級担任を経て校長に提出し、許可を得なければならない。

(原級留置者の措置)

第24条 原級留置となった者は、原則として、本校入学後、通算して10年を超えて、本校にとどまることはできない。

2 本条第1項に規定する通算の年数については、休学期間のある年度を除くこととする。

(卒業の認定)

第25条 所定の全授業科目を履修し、岐阜工業高等専門学校学則第13条に定める単位数を修得し、特別活動に合格した者は卒業を認定する。

附 則

1 この内規は、平成6年4月1日から施行する。

2 試験、成績評価、進級及び卒業に関する内規(昭和51年学校規則第121号)は、廃止する。

附 則(平成7年学校規則第14号)

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年学校規則第10号)

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年学校規則第8号)

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年学校規則第12号)

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、本科全学生を対象とし、平成15年4月1日から実施する。

2 平成14年度及び平成15年度において、第5学年へ仮進級した者の第4学年次に修得すべき授業科目の単位認定は、相応の成績向上を伴った上、評価6として認定する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年2月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 2 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 22 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 26 年 1 月 22 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

平成 年 月 日

岐阜工業高等専門学校長 殿

教科目担当教員

成績評価及び出席時数等証明書

このことについて、試験、成績評価、進級及び卒業に関する内規第 15 条第 4 項に基づき、下記のとおり証明します。

記

学科学年 _____ 学科 学年

学生氏名 _____

教科目名 _____

成績評価 _____

総授業時間数 _____ 時間

出席時数 _____ 時間

欠課時数の内訳

- ・ 内規第 15 条第 3 項に規定する事由による欠課時数

_____ 時間

- ・ その他の事由による欠課時数

_____ 時間

派遣・忌引・出席停止時数（合計） _____ 時間